

答 申

第1 審査会の結論

岐阜県警察本部長（以下「実施機関」という。）が行った、公文書の存否を明らかにしない非公開決定は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書の公開請求

審査請求人は、岐阜県情報公開条例（平成12年岐阜県条例第56号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定に基づき、平成23年9月28日付けで実施機関に対し「審査申請書（特定警察署の留置施設に収容されていた請求人が、「新聞紙購入不許可処分」を受けたとして、平成21年3月1日付けで申し立てた文書。）」についての公開請求を行った。

2 実施機関の決定

これに対し実施機関は、「公開請求に係る公文書の存否について答えることは、特定警察署留置施設における特定個人の留置事実の有無を答えることと同様の結果が生じることとなり、特定個人を識別することができるため（条例第6条第1号に該当）。」との理由を付して、条例第9条に基づく当該公文書の存否を明らかにしない公文書非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成23年10月11日付け留管第934号により、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、平成23年10月31日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づき、実施機関の上級行政庁である岐阜県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対して審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分の取消しを求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書において主張する審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

本件公開請求に係る公文書は条例第8条に基づく、公益上の理由による裁量的公開が相当である。

審査請求人が収容されていた特定警察署では、その当時、私費による新聞購入が禁止されていたので、平成21年2月13日に同署の留置管理課係長に「中日新聞を購入できるのか」と聞いたら、同係長は「新聞の購入はできない」旨回答した。

そこで審査請求人は、同年3月1日、処分庁に対し、刑事収容施設法第229条に基づく審査の申請を行った。この「審査申請書」の「処分があったことを知った日」欄には「平成21年2月13日」と記載した。

ところが、当該審査の申請に対する裁決の決裁用文書「審査の申請（3件）にかかる裁決について」には、留置担当者とのやりとりがあった日を「2月17日」と記載されていた。

すなわち、前述「審査の申請（3件）にかかる裁決について」は内容虚偽の偽造公文書であり、それを精査するための唯一の証拠が本件公開請求に係る「審査申請書」である。

よって、本件公開請求に係る公文書は警察の不祥事を暴くための重要な文書であるから、条例第8条に基づく、公益上の理由による裁量的公開が相当であるので、本件処分は取り消されるべきである。

なお、本件公開請求に係る公文書は「虚偽公文書作成」の罪で岐阜地方検察庁に告訴する際の証拠書類なので「公益上」の理由があることは明白である。

第4 諮問庁の主張

諮問庁が公開決定等理由説明書において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

1 個人情報該当性について

条例第6条第1号は、個人の尊厳及び基本的人権の尊重の立場から、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができる情報が記録されている公文書は、原則として公開しないことを定めたものであり、この場合の個人に関する情報には、原則として個人に関する全ての情報が該当し、本件のように特定個人が特定留置施設に留置されているときに刑事収容施設及び被収容者の処遇に関する法律（平成15年法律第50号。以下「刑事収容施設法」という。）に基づいて審査の申請を行ったという事実も含まれることは明らかである。

2 存否応答拒否について

特定の個人を指定した公文書公開請求において、対象公文書が存在しているか否かを答えることは、特定個人が特定留置施設に留置されている際に刑事収容施設法に基づく審査の申請を行ったか否かという事実を回答することと同様の結果を生じさせる。

これは、条例第6条第1号で規定する非公開情報（個人情報）を公開することとなるから、条例第9条を適用し、当該請求にかかる公文書の存否を明らかにしないで、非公開決定（存否応答拒否）を行ったものである。

3 裁量的公開の必要性について

審査請求人は、本件公開請求に係る公文書は、条例第8条に基づく、公益上の理由による裁量的公開が相当であるから、本件処分は取り消されるべきであると主張する。

しかし、本件存否情報を公にすることは、前科等が明らかになる危険性があるなど、逮捕留置者、被疑者、被告人、受刑者等の立場で留置場や刑事施設に収容されたことのある者等の社会復帰や更生保護上の問題となるため、その者の不利益になるおそれが高くなり、非公開とすることにより保護される利益を上回る公益上の必要があるとは認められないことから、条例第8条に基づく裁量的公開を行わなかった処分庁の判断に、裁量権の逸脱又は濫用があるとは認められない。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

1 本件公開請求の趣旨等について

審査請求人の公開請求の趣旨は、特定個人である審査請求人本人が、刑事収容施設法に基づき提出したとする留置業務管理者の措置に対する審査申請書の公開を求めるものと認められる。

2 本件処分に係る具体的な判断について

実施機関は、本件公開請求に係る公文書の存否を答えることで明らかになる情報は条例第6条第1号本文に規定する非公開情報に該当するため、条例第9条に基づき公文書の存否を明らかにしない決定を行ったと説明する。一方、審査請求人からは条例第6条第1号該当性を否定する主張はなされておらず、条例第8条に基づき公益上の理由による裁量的公開を求めているものである。

(1) 条例第6条第1号該当性について

ア 条例第6条第1号本文の趣旨について

条例第6条第1号は、本文において、非公開情報を「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」と規定している。

イ 条例第6条第1号該当性について

当審査会で検討したところ、本件公開請求に係る公文書の存否を答えることで明らかになるのは、特定個人が特定留置施設に留置されている際に刑事収容施設法に基づく審査の申請を行ったか否かという事実である。これは、個人に関する情報であつて特定の個人を識別することができるものであるから、同号本文で規定する非公開情報に該当すると認められる。

よって、本件公開請求に係る公文書の存否を答えることで明らかになる情報は条例第6条第1号本文に該当し、非公開とすべき情報であると認められる。

(2) 存否応答拒否の妥当性について

本件において、対象となる公文書が存在しているか否かを答えることによって明らかになる情報が条例第6条第1号で規定する非公開情報であることについては、上記(1)のとおりであるから、条例第8条の規定による裁量的公開に該当しない限り、条例第9条に基づき本件公開請求を拒否した実施機関の決定には相当の理由があると認められる。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、本件請求に係る公文書は警察の不祥事を暴くための重要な文書であり、「虚偽公文書作成」の罪で岐阜地方検察庁に告訴する際の証拠書類なので「公益上」の理由があることは明白であり、条例第8条に基づく、公益上の理由による裁量的公開が相当であると主張している。

同条は、公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認められるときは、条例第6条第2号の法令秘情報を除き、実施機関の裁量で当該公文書を公開することができる規定である。

しかし、上記(1)及び(2)のとおり本件請求に係る公文書の存否情報は条例第6条第1号の個人情報に該当するものであり、本件存否情報を公開することに、これを非公開とすることにより保護される利益を上回る公益上の必要性があるとは認められないことから、条例第8条に基づき裁量的公開（存否の回答）を行わなかった実施機関の判断に裁量権の逸脱又は濫用があるとは認められない。

3 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審査を行った。

	審 査 の 経 過
平成23年11月14日	・ 諮問庁から諮問を受けた。
平成23年12月8日	・ 諮問庁から公開決定等理由説明書を受領した。
平成23年12月12日	・ 審査請求人から公開決定等理由説明書を送付した。
平成24年1月26日 (第104回審査会)	・ 諮問事案の審議を行った。
平成24年3月1日 (第105回審査会)	・ 諮問事案の審議を行った。
平成24年4月18日 (第106回審査会)	・ 諮問事案の審議を行った。

(参考) 岐阜県情報公開審査会委員

役 職 名	氏 名	職 業 等	備 考
	栗津 明博	朝日大学法学部教授	
	石川 晴代	岐阜県商工会女性部連合会副会長	
	加藤 千鶴	弁護士	
	桑原 一男	行政書士	
会 長	森川 幸江	弁護士	

(五十音順)